

種の保存につき講ずべき措置 答申骨子案

はじめに

○ 種の保存法を取り巻く状況

- ・ 2022 年（令和 4 年）に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」及び 2023 年（令和 5 年）に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年までのネイチャーポジティブの実現と、絶滅危惧種の保全・回復等が盛り込まれた
- ・ 人口減少や高齢化により二次的自然の管理の担い手が不足する一方、自治体、保全活動団体、民間企業等による保全の取組が進展している
- ・ 生物多様性保全と気候変動対策の両立が求められており、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入が重要となっている
- ・ 希少種の生息・生育状況の維持・改善に有効な場の保全の強化や、保護増殖事業を促進するため、国以外の主体との連携強化が求められている

○ 検討経緯

- ・ 平成 29 年（2017 年）の種の保存法の一部改正法附則において、施行後 5 年を目途とした検討等が規定された
- ・ 種の保存法施行状況評価検討会及び種の保存法在り方検討会において、法施行後の課題と対応の方向性が整理された
- ・ 中央環境審議会（自然環境部会野生生物小委員会）への諮問、議論が行われた
- ・ これら検討により、以下 1. ～ 5. の論点が整理された

1. 希少種の生息・生育の場の保全

○ 現状と課題

- ・ 国内希少野生動植物種の指定数は 458 種。なお、平成 29 年（2017 年）改正法の附帯決議においては、2030 年までに 700 種を指定することを目指し検討することとされている
- ・ 当該指定により捕獲・採取規制は進んできたが、希少種の減少要因として、開発による生息・生育地の消失・劣化が依然として大きな割合を占めている。加えて、分類群によっては管理不足等による二次的自然への影響も関与している
- ・ 希少種の重要な生息・生育地を保全する生息地等保護区は、全国 10 か所に留まっている。この背景には、情報不足や指定手続の負担、一律的な規制内容であり種や生息環境によっては過度な規制となり得る等の課題がある
- ・ 希少種保全に必要な基礎情報の蓄積が十分に進んでいない 等

○ 講ずべき措置

- ・ 希少種の生息・生育情報の収集を進め、重要な生息・生育地を抽出することにより、生息地等保護区の指定を推進すべき
- ・ 指定を促進するため、規制行為の設定も含めて、生息地等保護区の在り方を検討することが望ましい
- ・ 具体的な指定の検討にあたっては、陸域・海域を問わず、他制度による保護区との特性の違いを踏まえて検討することが望ましい
- ・ 生息地等保護区の指定及び管理における都道府県の関与の在り方について検討することが望ましい
- ・ 過度の捕獲又は採取など、人為によってその存続に支障を来す状況がある種など、国内希少野生動植物種として指定すべき種については、引き続き指定を進めるべき

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

○ 現状と課題

- ・ 希少種の減少要因としては、開発による生息・生育地の消失・劣化が依然として大きい
- ・ 事業者が希少種の生息・生育を把握せずに開発が行われてしまう場合や、把握していても適切な配慮がなされない場合もある
- ・ 希少種への著しい影響が懸念される場合の助言・指導制度は活用が限定的であり、保全措置の実施も事業者の自主的対応に委ねられているため、実効性が担保されていない

○ 講ずべき措置

- ・ 収集・整理した希少種情報について、当該種の保全に配慮した上での公開及び自治体・事業者への提供を検討すべき
- ・ 希少種保全のために助言・指導を実施する際の要件や考え方を整理し、助言・指導を適切に活用すべき
- ・ 加えて、事業者に対する措置の実効性担保のため必要な対応を検討すべき。その際に、開発後に生じた影響も含めた対応が望ましい

3. 民間等と連携した希少種保全

○ 現状と課題

- ・ 我が国における調査を含めた希少種保全は、国・自治体に加え、大学・研究機関、保全団体、動植物園等の多様な主体によって支えられているが、担い手が不足している。
- ・ 特に二次的自然環境では、人による維持・管理不足が希少種の減少要因の一つとなっており、地域における保全活動の重要性が高まっている。その一方で、現行の種の保存施策では地域や民間主体による保全活動への参画を十分に後押しできていない
- ・ 認定希少種保全動植物園等制度は、認定メリットが見えにくいことや手続負担の大きさから、認定数が27園館にとどまっている

○ 講ずべき措置

- ・ 生物多様性保全に民間等が参画する他法令の仕組みとの連携等も念頭に置きつつ、種の保存法においても民間等による希少種保全活動について、当該活動が希少種保全に資することを確認した上で、参画を促進するよう検討することが望ましい
- ・ 希少種保全の担い手確保について可能性を検討すべき
- ・ 認定希少種保全動植物園制度の更なる活用に向けて、認定メリットとなる社会的認知等の向上や事務負担の軽減等を検討することが望ましい

4. 希少種保全に係る国と自治体との連携強化

○ 現状と課題

- ・ 36 の都道府県で希少種保護に関する条例が制定されており、地域の実情に応じた希少種保全の取組が進められている
- ・ 一方で、種の保存法と自治体条例との関係、国として優先的に実施すべき保全施策も含め、国と自治体との連携の在り方が明確ではない。また、法律と条例に基づく手続には重複等の課題がある

○ 講ずべき措置

- ・ 希少種保全について、国として優先的に取り組むべき範囲や内容等の考え方をより具体的に整理すべき
- ・ 自治体の判断により、必要に応じて保護区の設定や生息・生育環境の整備等にも取り組みやすくなるよう検討を進めることが望ましい
- ・ 種の保存法と自治体の希少種保全に関する条例との関係について、整理・検討を進めることが望ましい
- ・ 希少種保全に係る国と自治体の一層の連携を図るため、国と自治体の連絡・調整の場を設けるべき

5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化

○ 現状と課題

- ・ 飼養者の死亡・疾病等により、国際希少野生動植物種の飼養継続や適切な承継が困難となる事案が生じている。一方、現状では、こうしたやむを得ない事情による譲渡し等への対応が十分整理されておらず、所在不明化や不適切な飼養、違法流通につながるおそれがある
- ・ 象牙の国内流通規制については、規制の強化が進められている一方で、潜在在庫、流通実態、需要の状況、違反事案及び保全効果の把握・検証が十分ではない

○ 講ずべき措置

- ・ やむを得ない事情による飼養継続困難事案について、違法流通の防止を前提に、適正な

管理及び譲渡し等を確保するための運用の在り方を検討すべき

- ・ 象牙の国内流通に係る実態等について把握・検証を進めるべき

参考 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

参考 2 中央環境審議会 自然環境部会 野生生物小委員会 名簿

参考 3 野生生物小委員会の審議経過